

申請手数料

まちづくり推進課が発行する三連の納付書により納付して下さい。また、領収書（写し）を申請書に添付して下さい。

平成24年4月1日現在の手数料の額（阿南市手数料条例）

	開発区域の面積区分	開発目的別の手数料の額		
		自己の居住用	自己の業務用	非自己用
開 発 許 可	1,000㎡未満	8,600円	13,000円	86,000円
	1,000㎡以上3,000未満	22,000円	30,000円	130,000円
	3,000㎡以上6,000未満	43,000円	65,000円	190,000円
	6,000㎡以上1ha未満	86,000円	120,000円	260,000円
	1ha以上3ha未満	130,000円	200,000円	390,000円
	3ha以上6ha未満	170,000円	270,000円	510,000円
	6ha以上10ha未満	220,000円	340,000円	660,000円
	10ha以上	300,000円	480,000円	870,000円
開 発 変 更 許 可	下表のイ、ロ、ハの合計額。ただし、87万円を限度とする。			
	区 分	手数料の額		
	イ 開発行為に関する設計の変更区分（ロのみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発許可に要する手数料の額に十分の一を乗じて得た額		
	ロ 新たな土地が開発区域に編入される場合	開発区域に編入する土地の面積に応じ開発許可に要する手数料の額		
	ハ その他の変更	10,000円		
建 築 許 可	法第41条第2項ただし書に基づく建築許可			46,000円
	法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築許可			26,000円
	法第43条第1項の規定に基づく建築許可	1,000㎡未満		6,900円
		1,000㎡以上3,000未満		18,000円
		3,000㎡以上6,000未満		39,000円
		6,000㎡以上1ha未満		69,000円
1ha以上		97,000円		
地 位 の 承 継	自己の居住用		1,700円	
	自己の業務用	1ha未満	1,700円	
		1ha以上	2,700円	
	非自己用		17,000円	
証 明 等	開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき470円	
	証明書の交付		証明書1枚につき400円	